

厚生・産業・企業常任委員会

◎ 開催日時 令和7年10月9日（木） 12時59分～15時43分

◎ 開催場所 第四委員会室

◎ 説明員 健康医療福祉部長、病院事業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

【病院事業庁所管分】

1 所管事項調査

（1）議第119号 令和7年度滋賀県病院事業会計補正予算（第1号）について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（2）議第123号 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 一般所管事項調査

【健康医療福祉部所管分】

3 付託案件

（1）議第117号 令和7年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）のうち健康医療福祉部所管部分について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、病床数適正化支援事業について、人口減少により患者数が減少する中、今回の補助金によって余剰の病床を削減することができるため経営改善につながる、病床稼働率が低い原因は看護師の不足等も考えられることから、病院が病床削減に至った背景を踏まえて必要な取組を行ってほしい、などの意見が出された。

（2）議第121号 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（3）議第133号 契約の締結につき議決を求めることについて（（仮称）第二大津合同庁舎新築工事）

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、大津合同庁舎から（仮称）第二大津合同庁舎まで徒歩で移動するには相当遠いにもかかわらず、メインの駐車場を大津合同庁舎の駐車場で考えている点は疑問であり、より県民の利便性を考慮した駐車場の整備を検討されたい、などの意見が出された。

（4）議第137号 権利放棄につき議決を求めることについて

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第 138 号 権利放棄につき議決を求めることについて
〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第 139 号 権利放棄につき議決を求めることについて
〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(7) 議第 140 号 権利放棄につき議決を求めることについて
〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

4 所管事項調査

(1) 次期滋賀県地域福祉支援計画（骨子案）について

(2) 医療福祉拠点および看護人材の確保・定着について

委員からは、人材養成機関の再公募について、年内に事業候補者を選定するにあたって、大学と条件面等で折り合わなかった場合、今後どのようにしていくのか判断をしていかなければならない、病院に併設された人材養成機関ではないことから、早期に実習先の確保をされたい、などの意見が出された。

5 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

資料1 令和7年度9月補正予算案主な事業概要

資料2 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

資料3-1 令和7年度9月補正予算 主な事業概要

資料3-2 【補足資料】令和7年度9月補正予算 主な事業概要

資料4 共生社会づくり条例の一部を改正する条例案

資料5 契約締結につき議決を求めることについて（仮称）第二大津合庁

資料6 権利放棄につき議決を求めることについて

資料7 次期「滋賀県地域福祉支援計画」の策定について

資料8 医療福祉拠点および看護人材の確保・定着について